

## 第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の実施について

子ども・子育て支援法においては、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が求められている。そのため、第 3 期久留米市子ども・子育て支援事業計画（令和 7 年度～令和 11 年度）を策定するにあたり、国の策定指針等を踏まえ、ニーズ量の把握・算出の基礎資料となる調査を行うもの。

### 1. 計画におけるニーズ量の把握・算出方針

#### (1) 基本的な考え方

前回計画策定時のニーズ把握の手法を踏まえ、これまでの利用実績、児童人口推計などの関連データをもとに算出し、必要に応じアンケート調査の結果を参考とする。

#### (2) 第 3 期子ども・子育て支援事業計画策定におけるニーズ量の把握が必要となる事業

裏面「第 3 期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出方法について」参照

#### (3) 前回アンケート（平成 30 年度実施）からの主な変更点

- ・病児保育事業に係る利用意向  
令和 5 年度より実施された利用料の無償化等の影響により、利用者数が増加していることから調査を行うもの
- ・こども誰でも通園制度（仮称）に係る利用意向  
こども誰でも通園制度（仮称）に関し、国からニーズ量の把握手法の指示がある場合、項目の追加を行う。

### 2. アンケート概要

#### (1) 対象者

未就学児の保護者 3,000 人

【参考】0～6 歳児童数 17,377 人（令和 5 年 1 月 1 日現在）

#### (2) 調査手法

住民基本台帳より小学校区別、年齢別に無作為抽出を行い、郵送による依頼、WEB 及び郵送による回答

#### (3) アンケート内容

資料 1-2 参照

#### (4) 実施時期

令和 6 年 2 月を予定

### 第3期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出方法について

国の事業名（市の事業名）	量の見込みの算出手法
教育・保育事業	アンケート調査及び利用実績から算出
地域子ども・子育て支援事業	
(1) 妊婦健康診査 【妊娠健康診査事業】	健診受診率及び児童人口推計から算出
(2) 乳児家庭全戸訪問事業口 【新生児及び妊産婦訪問指導事業】	児童人口推計から算出
(3) 地域子育て支援拠点事業 【地域子育て支援センター事業】 【子育て交流プラザ運営事業】 【つどいの広場事業】 【児童センター運営事業】	施設利用実績等を勘案した利用率及び児童人口推計から算出
(4) 利用者支援事業 【子育て世代包括支援事業】	事業所設置個所数から算出
(5-1) 子育て世帯訪問支援事業 (旧養育支援訪問事業) 【エンゼル支援訪問事業】 【養育環境改善家事支援事業】	利用実績及び児童人口推計から算出
(5-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 【要保護児童対策地域協議会事業】	
(6) 子育て短期支援事業 【子育て短期支援事業】	利用実績から算出
(7) 子育て援助活動支援事業 【ファミリー・サポート・センター事業】	利用実績及び児童人口推計から算出
(8) 一時預かり事業 ア 一時預かり事業（幼稚園型を除く） 【保育所・認定こども園・幼稚園における一時預かり】 【ファミリー・サポート・センターによる一時預かり】 【くるるん・児童センター・トワイライトステイによる一時預かり】 イ 一時預かり事業（幼稚園型） 【幼稚園・認定こども園における一時預かり】	アンケート調査に加え、教育・保育の量の見込み、各一時預かり施設の利用実績及び児童人口推計から算出
(9) 延長保育事業 【延長保育事業】	利用実績及び児童人口推計から算出
(10) 病児保育事業 【病児保育事業】	アンケート調査及び利用実績から算出
(11) 放課後児童健全育成事業 【学童保育事業】	利用実績及び児童人口推計から算出
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【副食費補足給付事業】	
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【未実施】	
(14) 児童育成支援拠点事業 【未実施】	(5-2) 事業実施の中で把握した対象者から算出
(15) 親子関係形成支援事業 【未実施】	

【 】内は久留米市の事業名